

陳 情 文 書 表

6 陳情第 | 号

市議会の議員定数に関する

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 6 年 1 月 9 日
(西暦 2024)

陳情代表者	住 所	小金井市議会	
	氏 名	西村 和也	ほか 一人
	連絡先	() -	

(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名)
(本人署名以外は、押印が必要となります。)

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市議会	
	氏 名		
	連絡先	() -	

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情			保 存 年 限 5 年
受 理 年 月 日			令 和 6 年 1 月 9 日 16:07			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
主任 主 任 渡 々 久	議長 渡 々 久		山 浦	喜 田	明 加 彦 藤	寺 本

2024年1月9日

小金井市議会議長 宮下 誠 様

東京都小金井市緑町 [REDACTED]

馬 場 利 [REDACTED]

市議会の議員定数に関する陳情書

議員の皆様の市政発展に向けてのご努力に心より敬意を表します。

憲法16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情いたします。充実したご審査ののち、採択いただくようお願い申し上げます。

議員定数に関しては、市民と議会の意見交換会や公聴会を開催するなど、長年の議員定数に関する問題について、多様な民意を反映する努力や議会の役割のさらなる充実に向け、議員運営委員会を中心に取り組まれてきた経緯がありますが、その要因の1つとなった3陳情第39号「市議会の議員定数に関する陳情書」が2023年3月15日付で撤回されました。

しかし、当該陳情が撤回されたことをもって、現状の小金井市議会の組織の在り方が適切になったという根拠にはなり得ません。

つきましては、撤回された3陳情第39号と同様の陳情をいたします。

1 小金井市議会の議員定数は何名が適切なのか、引き続き調査や検討を行ってください。

2 令和6年第4回定例会までに一定の結論を得られるようご努力をお願いし、次回市議会議員選挙にその結果を反映してください。

以上

陳 情 文 書 表

6 陳情第 2 号

住民基本台帳法の軽視をする市民課の姿勢を正すことを求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 6 年 2 月 21 日
(西暦 2024)

	住 所	小金井市前原町 [REDACTED]
陳情代表者	氏 名	吉池 義雄 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連絡先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	
	連絡先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

主任	第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
	受理年月日		令和 6 年 2 月 21 日		14:30	
受付	担当	主任	係長	次長	局長	議長
[REDACTED] 渡辺	[REDACTED] 議員	[REDACTED]	[REDACTED] 山浦	[REDACTED]	[REDACTED] 明加彦藤	[REDACTED] 宗

小金井市議会議長 宮下 誠様

令和 6 年 2 月 21 日

吉池義雄

小金井市前原町 [REDACTED]

件名 住民基本台帳法の軽視をする市民課の姿勢を正すことを求める陳情書

日頃より小金井市議会においては、正義と良心に基づき活発な議論を通して市政のあるべき姿を追求する信念に一市民として強く感謝しております。

最近、市民課に住民票の基本である生活の本拠地に疑義あるケースがありましたので、実態調査を申請に行きましたところ、市民課が調査をする意思をもたない事例に遭遇してしまいました。本陳情はその業務解釈の改善を求めるものであります。

他県他市にいる市民が小金井に住民票を残した場合、いくつかの問題点が想起されます。まず浮かぶのは、他市に納付すべき住民税を小金井市が収納してしまうことです。また、この人物がもし市議会議員選挙に立候補し当選した場合、他市民が小金井市政の予算決算の決定に参加できることになります。仮にそのような状況になれば、この 2 点だけでも小金井市は自治体として存立していないことになるのではないかでしょうか。

では、小金井の市民課は実態調査権限の行使についてどう判断したのか。昨年 8 月から小金井市の社会教育委員の市民公募枠で委嘱を受けている K 委員は、昨年 7 月までは小金井市の児童館運営審議会委員に在任しておりましたが、勤務先の人事異動で他県他市に赴任したことにより、児童青少年課は K 委員の児童館運営審議会委嘱再任をしない決定をしましたとのことであります。当然、本人了承の上でのことでしょう。

しかしながら、K 委員はその後、令和 6 年 7 月に他県他市から会社の人事異動により小金井市に戻るという、あくまで予定であり不確実な状況、且つ現在は他県他市にいるにもかかわらず小金井市に住民票を残したまま、社会教育委員の市民公募募集に応募し、合格しました。その結果、当然落選者が発生しております。

ここで問題になるのは、次点落選者が市民課に K 委員の居住実態調査を求めたところ、実態調査はアパートの家主から行方不明借家人の家賃収入が滞っているという実害発生に対し実施してきた以外には事例がないと受付拒否の姿勢でした。そこで、申請を求めている人間は次点落選者のため、K 委員に居住実態のない場合は当然 K 委員ではなく自分が委員になっているのですから、明確な実害が生じていると考えられると反論しました。それに対して市民課は協議した結果、居住実態調査申請を受付ますと業務意思を変更しました。次に市民課は、申請するには K 委員の住所を明らかにするよう申請希望者に要求しました。しかし、K 委員の住所について、社会教育審議会の担当課である生涯学習課は、個人情報

なので他言できないとの判断をしております。次点落選者が知ることはできない情報です。そこで、申請希望者は市民課の業務権限で生涯学習課に聞いていただけませんかと申し出ました。返答はそのようなことはしない、住所がわからないのでは受付しない、すなわち居住実態調査はしないと拒否されました。

全ての審議会委員は特別職公務員でありますから、その資格の有無は重要だと考えますが、小金井市の市民課が最後に発した言葉は、「住民基本台帳法の違反には罰則規定がないので実態調査をしても特に意味はない、調査結果についても申請者には個人情報なので教えない」と慰めともとれる言葉でダメ出しをされました。後日、思うに本件は市民課の姿勢に何か誤りがあるのではと思うに至り、正しい住民とはどのような状況下の人であるのか、定義を明確にしていただきたく思っております。他県他市の住民税を横取りするのは小金井市としてのプライドおよび自治体の根幹に関わると思いますので、厚い議論のうえ定義をはっきりさせていただくことを期待します。

陳 情 文 書 表

6陳情第3号

市民の正当な権利行使に巻き込まれた社会教育委員の不当発言に対し
謝罪を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和6年2月21日
(西暦2024)

	住 所	小金井市前原町 [REDACTED]
陳情代表者	氏 名	吉池 義雄 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連絡先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所			
	氏 名			
	連絡先	()	—	

(宛先) 小金井市議会議長

主任		第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
		受理年月日		令和6年2月21日		14:30	
受付	担当	主任	係長	次長	局長	議長	
							
主任							

小金井市議会議長 宮下 誠様

令和 6 年 2 月 21 日

吉池義雄

小金井市前原町 ■■■■■

件名 市民の正当な権利行使に発せられた社会教育委員の不当発言に対し謝罪を求める陳情書

直近の社会教育委員の会議において、審議会傍聴に出席した市民の正当な権利行使に対し、圧力を加える K 委員の不当と言える発言がありました。会議において、議事録作成プロセスに関して論議をしている時でした。行政としては全文議事録作成を基本として考え、委員の本人発言に限定し部分撤回を受け付ける方式を採用しています。委員は全てこの方式を了解しました。その後、過去の傍聴者の行動が話題になり、その市民傍聴者が会議終了後すぐにネットに会議状況を発信していることについて、行政が正式な会議録を発表する前にそのようなことを許していいのか議論になりました。担当課としては会議を公開している以上、傍聴者のネット配信を禁止することはできないと考えていると答弁がありました。それを受けた委員の中から、そのような行為をしている傍聴者は市議会議員で、そのような良識のない議員は次の選挙で審判を下せばいいだけのことだと、この件の議論は締めくくられましたが、K 委員から今回の議事録作成の際、この発言部分は削除しなくていいとの強い主張がありました。

大熊教育長は稻葉、西岡、白井という異なる政治的主張の対立の選挙を勝ち抜いた三代の市長のもとで、教育長兼教育委員長のポストの適任者として市長推薦、議会承認を受けてきました。非政治性、公正中立性の具現者として小金井において他者の追随を許さない唯一無二の教育者であることが証明されています。

しかしながら、この度の社会教育委員会の K 委員によるこのような政治的発言は、教育委員会の本旨に外れているものと判断されてもやむを得ないと思われます。この事態を教育長はどういうふうに思料なされるのか。批判対象となった議員は、1000 有余名の市民の支持で当選しているわけですから、その支持した市民全員に対して謝罪を本陳情で求めます。議員の皆様に活発な議論の上、教育長の謝罪が必要か否かご検討ください。公正中立の教育委員会の絶対権力者としての大熊委員長のご英断も期待します。

陳 情 文 書 表

6 陳情第 ~~4~~ 号

小金井市議会は可燃ごみ焼却においてご負担をおかけして
113日野市民に対して感謝の意を顕す決議を行ふことを決める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 6 年 2 月 21 日
(西暦)

陳情代表者	住 所	小金井市貴井南町 [REDACTED]		
	氏 名	松井 曜	[REDACTED] 印	ほか 人
	連絡先	[REDACTED]		

発言を申し出ます。

発言者	住 所			
	氏 名			
	連絡先	() -		

(宛先) 小金井市議会議長

主任	第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
	受理年月日		令和 6 年 2 月 21 日		14:30	
主任	受付	担当	主任	係長	次長	局長

小金井市議会議長 宮下 誠様

令和6年2月21日

松井 豊

小金井市貫井南町 [REDACTED]

件名 小金井市議会は可燃ごみ焼却においてご負担をおかけしている日野市民に対して
感謝の意を頼わす決議を行うことを求める陳情書

先般、5 陳情第 51 号において、小金井市のごみ政策に対して以下 5 点の指摘がありました。

- ①小金井市は広域支援終了を契機に他市に搬出するごみ量を増やした。
- ②小金井市は 3 市における共同ごみ処理の施策を検討する会議体に対して不誠実だ。
- ③小金井市は庁舎建設のためにリサイクル事業所を打ち捨てた。
- ④環境部長、⑤市長とも可燃ごみ焼却を引き受けてくださっている日野市民にかける言葉
を持ち合わせていない。

ところで、陳情審査の際、これらに対し、市長ならび部局から説明や反論の類が一切ありませんでした。

従いまして、前掲 5 点について小金井市は、そのすべてを追認したものと思われ、広域支援終了後の小金井市のゴミ行政は単に日野市の方々へおんぶにだっこしたものであり、その実、ごみ減量については何らの努力もなされていないことは、議会の席上における一方的な指摘に対する行政側の沈黙が如実に物語っているということになるでしょう。

また、今次議会が当該陳情に賛意を示さなかつたことは、

⑥小金井市議会はご負担をおかけしている日野市民に対して誠意を頼わすことすらしない。

という前掲 5 点を超える 6 つ目の醜聞であり、これをあたかも小金井市民の総意であるかのように議会が判断したことは、一市民としてはとても容認できるものではなく、つきましては、当市のお役所レベルは、かくのごとくですが、市民レベルにおいては感謝の意を頼わすという、まともな良識が存在することをここに留めおくために、本市議員に対して再度、良識をわきまえる機会を招請すべく、本陳情における表題の件を求める。

陳 情 文 書 表

6 陳情第 5 号

学校給食の無償化に関する意見書の提出を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 6 年 2 月 21 日
(西暦 2024)

陳情代表者	住 所	小金井市中町 [REDACTED]
	氏 名	小金井市議会議員 奥山倫子 [REDACTED] ほか 0 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

主任	第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
[REDACTED]	受 理 年 月 日		令 和 6 年 2 月 21 日		14:40	
主任	受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長
主任	[REDACTED]	[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

2024年2月21日

小金井市議会
議長 宮下 誠 様

小金井市中町 [REDACTED]

小金井の給食を守る会 奥山 倫子
[REDACTED]

学校給食の無償化についての意見書の提出を求める陳情書

【陳情要旨】

小金井市議会として、国に対して公立小・中学校の学校給食費無償化を早期に実施することを求める意見書を提出してください。

【陳情理由】

文部科学省の令和3年度学校給食実施状況等調査によれば、完全給食を実施している公立小中学校において保護者が負担する給食費は、平均月額で小学校が4,477円、中学校で5,121円となっており、小中学校9年間での総額を単純計算すると合計で464,475円と、子育てへの保護者の出費が多岐にわたって増える中で、大きな負担となっています。就学援助の制度もありますが、それだけでは急激な収入減や精神的にダメージを受けて手続きもままならない保護者の家庭などに対しては十分に対応できません。今後の日本の発展のためには、こうした経済的な負担を軽減し、誰もが子育てしやすい環境をつくることが不可欠と言えます。

東京都の区部では、現在多くの自治体で給食費の無償化が行われていますが、本市のように実施が困難な自治体との間に新たな三多摩格差が生まれることを懸念する声も上がっています。一方で実施中の各地の自治体においても、事業費負担が重く、いつまで継続できるのか不透明であるという現実があり、自治体ごとの財政状況や判断によって差ができる、事業の継続性が損なわれたりすることを防ぐ仕組みが求められています。

政府は昨年6月に閣議決定した「子ども未来戦略方針」の中で、「学校給食費の無償化の実現に向けて、まず、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表する。その上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を行い、具体的方策を検討する。」としています。時間をかけて築き上げてきた自治体ごとの給食の良さを残しつつ、不公平感のない給食費の無償化を、国として早期に実現すべきであると考えます。

以上により、小金井市議会として、国に対して公立小・中学校の学校給食費無償化を早期に実施することを求める意見書を提出してくださるようお願いいたします。